

浜岡原子力発電所敷地内の保安林に係る 手続きの不備について

2013 年 3 月 7 日

発生場所	浜岡原子力発電所敷地内（放射線管理区域外）
発生年月日	2013 年 3 月 7 日（形質変更許可の申請日）
発生時の状況	<p>当社は、津波対策の一つである防波壁の設置工事に伴い、浜岡原子力発電所の敷地内にある保安林の解除に係る手続きをおこなうため、保安林の範囲を示した図面を確認していたところ、以前に設置した護岸設備、消波ブロック、柵、門扉、看板（以下、「護岸設備等」という。）の一部に森林法に基づく手続き^{※1}漏れがあることを確認しました。</p> <p>保安林内の護岸設備および消波ブロックは、海岸保全施設として 2005 年に設置しました。その際、海岸法に基づく手続き^{※2}はおこないましたが、森林法に基づく手続きは当該場所については不要と認識していたため、手続きを実施していませんでした。また、柵、門扉、看板は、海岸からの不用意な立ち入りを防止するため 1973 年および 1977 年に設置したのですが、森林法に基づく手続きが確認できなかったため、手続きを実施していないと判断しました。</p>
対応・措置	<p>2012 年 9 月、当社は確認した事象を静岡県に報告し、森林法上の手続き方法について協議を進めるとともに、発電所敷地内に森林法に基づく手続き漏れが他にないか確認してまいりました。</p> <p>その結果、発電所敷地内の保安林に許可なく設置している設備は、今回確認した護岸設備等以外にはないことを確認いたしました。</p> <p>上記の確認結果を取りまとめるとともに、静岡県との協議結果に基づき、本日、静岡県知事に対し、保安林内への護岸設備等の設置許可（形質変更の許可）の申請手続きをおこないました。</p> <p>なお、浜岡原子力発電所では、2011 年 10 月に法令審査部署を新たに設置し、工事を計画する際は工事計画部署とともに法令に基づく手続きを確認することを定め、手続き不備の防止に努めています。今後もこの社内ルールを遵守するとともに、再発防止策の改善についても検討してまいります。</p>
放射能の影響	本事象は、放射性物質の漏えいに関わる事象ではありません。
お知らせ基準	<p>運転情報「表 2-19 設備の設置、改造、検査等に係わる、法令等に基づく官庁への報告書等において、記載内容又はその手続きに不備が確認され修正等を実施した場合」に該当します。</p>

※1 森林法 第 34 条第 2 項

保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合
- 二 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けてする場合

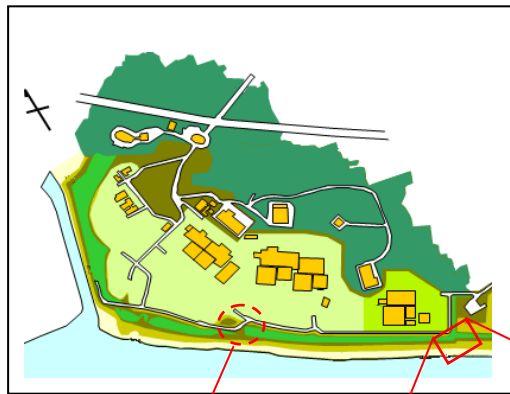
- 三 第一百八十八条第三項の規定に基づいてする場合
- 四 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- 五 軽易な行為であつて農林水産省令で定めるものをする場合
- 六 その他農林水産省令で定める場合

※2 海岸法 第8条第1項

海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土石(砂を含む。以下同じ。)を採取すること。
- 二 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。
- 三 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。

【浜岡原子力発電所 敷地概略図】



柵



① 護岸設備
消波ブロック

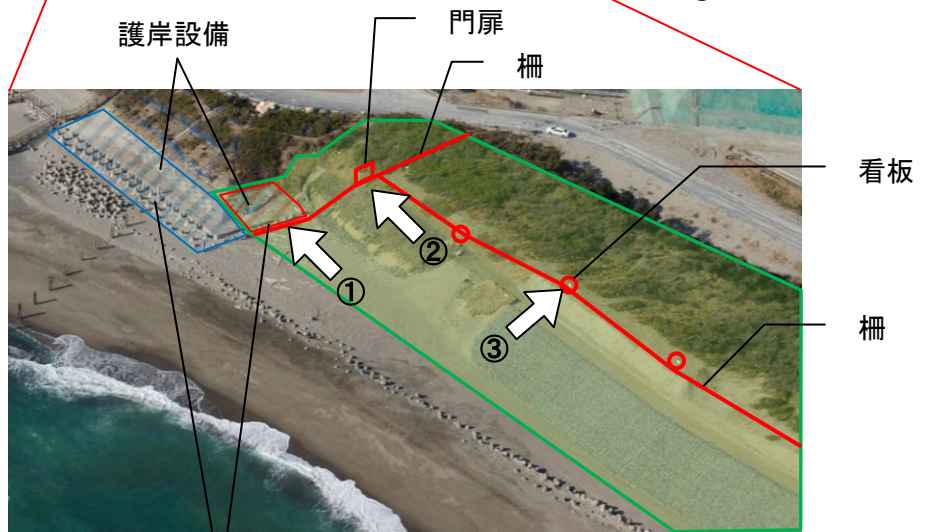
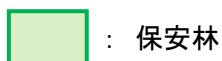
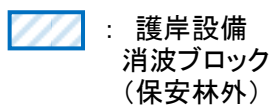
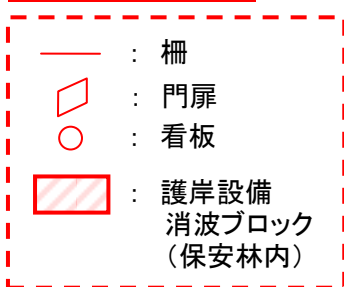


② 門扉、柵



③ 柵、看板

手続き不備対象設備



消波ブロック

以上